

国税質問検査章規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(質問検査章の書式)

第二条 省略

2 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第七条第四項又は租税特別措置法第九条の四の二第五項、第二十九条の二第十一項、第四十一条の二の三第五項、第七十条の二の二第二十三項若しくは第七十条の二の三第二十二項の身分を示す証明書の書式は、別表第二による。

3 租税特別措置法第八条の四第十二項、第三十七条の十一の三第十四項、第三十七条の十四第三十五項又は第三十七条の十四の二第三十四項の身分を示す証明書の書式は、別表第三による。

4 省略

5 国税通則法第三十四条の六第四項の身分を示す証明書（税関職員の身分を示す証券等の書式に関する省令に規定する証明書を除く。）の書式は、別表第五による。

6 省略

別表第三

報告書の提出に関する質問検査章
略

附則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定及び別表第三の改正規定は、令和五年十月一日から施行する。

改正前

(質問検査章の書式)

第二条 同上

2 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第七条第四項又は租税特別措置法第九条の四の二第五項、第二十九条の二第十一項、第七十条の二の二第二十三項若しくは第七十条の二の三第二十二項の身分を示す証明書の書式は、別表第二による。

3 租税特別措置法第三十七条の十一の三第十四項、第三十七条の十四第三十五項又は第三十七条の十四の二第三十四項の身分を示す証明書の書式は、別表第三による。

4 同上

5 国税通則法第三十四条の六第四項の身分を示す証明書の書式は、別表第五による。

6 同上

別表第三

特定口座年間取引報告書
非課税口座年間取引報告書の提出に関する質問検査章
未成年者口座年間取引報告書
同左